

最低制限価格及び調査基準価格の算定式(令和6年5月)

注)赤字が今回の改定箇所です

1 最低制限価格の基礎額の算定式(建設工事)

上限:92%
 (直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.90 + 現場管理費×0.90 + 一般管理費×0.68) × 1.03 × 1.10

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。

2 最低制限価格の基礎額の算定式(建設関連業務)

【測量】
 上限:82%
 (直接測量費×1.00 + 測量調査費×1.00 + 諸経費×0.50) × 1.07 × 1.10

【建設コンサルタント業務】
 上限:81%
 (直接人件費×1.00 + 直接経費×1.00 + その他原価×0.90 + 一般管理費等×0.50) × 1.02 × 1.10

【補償コンサルタント業務】
 上限:81%
 (直接人件費×1.00 + 直接経費×1.00 + その他原価×0.90 + 一般管理費等×0.50) × 1.02 × 1.10

【地質調査業務】
 上限:85%
 (直接調査費×1.00 + 間接調査費×0.90 + 解析等調査業務費×0.80 + 諸経費×0.50) × 1.07 × 1.10

【建築設計業務】
 上限:81%
 (直接人件費×1.00 + 特別経費×1.00 + 技術料等経費×0.60 + 諸経費×0.60) × 1.04 × 1.10

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。

3 最低制限価格の算定式

最低制限価格 = 基礎額 + ランダム加算値
 ランダム加算値 = 基礎額 × 一定割合以下の無作為値

※低入札調査基準価格を算定する場合は、最低制限価格の算定式を準用する。

4 留意事項

・下記工事の基礎額については、以下の算定式を用いる。

【鋼橋架設工事】

上限:92%

$([\text{工場製作対象}] + [\text{架設工事対象}]) \times \underline{1.03} \times 1.10$

工場製作対象: 直接工事費 $\times 0.97$ + 間接労務費 $\times 0.90$ + 工場管理費 $\times 0.90$

架設工事対象: 直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.90$ + 現場管理費 $\times 0.90$ + 一般管理費 $\times 0.68$

【電気通信工事】

上限:92%

$([\text{工場製作対象}] + [\text{据付工事対象}]) \times \underline{1.03} \times 1.10$

工場製作対象: 機器単体費 $\times 0.97$

据付工事対象: 直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.90$ + 現場管理費 $\times 0.90$ + 機器間接費 $\times 0.90$ + 一般管理費 $\times 0.68$

【機械設備工事】

上限:92%

$([\text{工場製作対象}] + [\text{据付工事対象}]) \times \underline{1.03} \times 1.10$

工場製作対象: 直接製作費 $\times 0.97$ + 間接労務費 $\times 0.90$ + 工場管理費 $\times 0.90$

据付工事対象: 直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.90$ + 据付間接費 $\times 0.90$ + 現場管理費 $\times 0.90$ + 設計技術費 $\times 0.90$ + 一般管理費 $\times 0.68$

【営繕工事(建築工事、電気設備工事、機械設備工事)】

上限:92%

$([\text{直接工事費} \times 0.90] \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + [\text{直接工事費} \times 0.10 + \text{現場管理費}] \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times \underline{1.03} \times 1.10$

【営繕工事(昇降機設備工事、専門工事)】

上限:92%

$([\text{直接工事費} \times 0.80] \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + [\text{直接工事費} \times 0.20 + \text{現場管理費}] \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times \underline{1.03} \times 1.10$

【土地改良工事】

<建設工事>

上限:92%

$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.68 + \underline{\text{一括計上価格} \times 0.90}) \times \underline{1.03} \times 1.10$

※農業農村整備事業の鋼橋製作架設工事(【鋼橋架設工事】を準用)、施設機械設備製作据付工事(【機械設備工事】を準用)、電気通信設備工事(【電気通信工事】を準用)においても、一括計上価格の取扱いは下線部と同じである。

※二重下線の値は、経済・雇用対策として県が設定している補正係数である。